

金山町街並み景観形成助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、金山町の風景と調和した街並み景観条例施行規則（昭和61年6月10日規則第10号。以下「規則」という。）に定めるものを除く他、金山町の風景と調和した街並み景観条例（昭和61年3月18日条例第2号。以下「条例」という。）第12条の規定による街並み景観の形成の為に必要な行為に係る助成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則の例による。

（助成の対象）

第3条 助成の対象は、条例第7条第1項各号の届出に係るものとする。

（助成金の交付申請書）

第4条 助成金の交付申請をすることができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 条例第6条第1項の規定により指定された街並み景観形成地域内の土地又は建築物等について
権利を有する者で前条各号の助成の対象に係る行為をしようとする者
- （2） その他、町長が街並み景観形成の為、特に必要と認める行為をしようとする者

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、第3条に掲げる助成の対象に係る街並み景観形成の為に必要な経費について、別表で定める助成率により、助成限度額の範囲内において町長が決定する額による。ただし、別表によりがたい時はこの限りでない。

（助成対象の適正管理）

第6条 助成の対象となった建築物等、その他について権利を有する者は、当該建築物等、その他の適正管理に努めなければならない。

（施工の細目）

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和61年6月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

街並み景観条例に基づく助成内容について

単位：万円（以内）

		助成対象内容	限度率	限度額（円）	備 考
建 築 物	建 築	建物の新築の工事費のうち外観に係る経費	1 / 3	1,000,000	住居 1,000,000円 その他 400,000円 (小屋、車庫等)
		建物の増改築の工事費のうち外観に係る経費	1 / 3	1,000,000	
		建物の修繕の工事費のうち外観に係る経費	1 / 3	1,000,000	
		建物の新築・増改築・修繕で、その他助成対象と認められる経費	1 / 3	1,000,000	
	境 界 の 整 備	門・塀・柵・垣根等の新築、増改築に係る経費	1 / 3	200,000	ブロック 対象外
		門・塀・柵・垣根等の修繕に係る経費	1 / 3	200,000	
		門・塀・柵・垣根等の増改・修繕で、その他助成対象と認められる経費	1 / 3	200,000	
	外 観 の 色 彩	建築物等の外観の過半にわたる色彩の変更及び、景観条例に合致している建物等が行う外観の過半にわたる外壁塗装（屋根、外壁〔杉板張り、白壁部に限る〕、木塀、木柵等）に係る経費。	1 / 3	150,000	景観条例に合致している建物が外観の色彩に係る工事を行う場合、町内業者を使用する場合に限り補助対象とする。 ※景観条例に合致している建物とは金山住宅等（木塀、木柵含む）を意味する。
そ の 他	周 辺 環 境 整 備	水路・道路に類するものの建設に係る経費	1 / 2	500,000	
		水路・道路に類するものの修繕に係る経費	1 / 2	500,000	
		水路・道路に類するものの建設・修繕で、その他助成対象と認められる経費	1 / 2	500,000	
	緑 化	宅地の緑化に類する経費	1 / 4	100,000	周辺環境に及ぼす効果
	そ の 他	その他助成対象として特別に認められる経費			